

全国民闘連ニュース

第71号

1992年

10月1日

年間購読料

3000円

発行 民族差別と闘う連絡協議会

連絡 ●537 大阪市東成区東小橋3-20-11近畿ビル3階8号 Tel 06-972-1608 Fax 06-973-5666

●210 川崎市川崎区桜本1-8-22 Tel 044-288-2997 Fax 044-287-2045



1992年11月22日入居裁判の公正な判決を
要望する街頭署名活動を行った。

目次

● 衣建一さん入居差別裁判結審！

・ 裁判の争点！！

P 2

・ 最終意見陳述書

P 4

● 在日外国人に対する入居差別の実態

P 6

● 各地のたより

P 10

● 在日韓国・朝鮮人運動史

P 11

裴建一さん入居差別裁判結果報告！

裁判の争点！！

裴建一さん入居差別裁判弁護団 永嶋 里枝

1989年4月、裴建一さんが提訴した入居差別裁判も3年半が経過し、12月11日に結審を迎えます。判決の言い渡しは来年の春頃と予想されます。

裴さんは、家主との間でいったん賃貸借契約が成立したにもかかわらず、後日日本人でないことを理由に入居を拒否されました。憲法14条は人種、信条、性別、社会的身分又は門地による差別を禁止していますが、実は公営住宅や住宅公団でも、つい10年前までは、外国人お断りだったのです。1981年の難民条約の批准を前に、ようやく政府も重い腰を上げ、国籍条項を撤廃したわけです。しかし、貸主が民間の場合は、契約自由の原則を口

実に国の取組も今一つ及び腰です。国のこのような態度が、入居差別を温存している一因であると言っても過言ではないでしょう。

入居を拒否した業者あるいは貸主が、国籍差別が拒否の理由であることを明示することはまずありません。従って、裁判で国籍差別を理由とした入居拒否であることを立証することは極めて困難です。裴さん以前に入居差別を告発する裁判を提訴した先例がなかった原因のひとつはこの立証の困難さであろうと推測されます。裴さんのケースも、国籍差別であることを直接証明する証拠はありません。しかし、本件裁判で、家主が入居を拒否



1989年4月17日
裴さんは大阪地方裁判所に提訴した。

した理由として、妻さんの収入に対する不安を主張したことの不自然さは充分立証できたのではないかと考えています。次に本件の場合、入居拒否の事実を主張する前提として、賃貸借契約が成立していたと言えるかという争点があります。この点に関しては、民法学者の沢井裕先生が、「キンキホームが契約締結に関する代理権を授与されていたか否かにかかわらず、家主側の業者として契約が成立したと思わせるような言動を行っていた以上、家主が賃貸借契約が成立していないと主張することは許されない」という意見書を作成してくださいました。

さて、本件は実は大阪府の責任を追及する国賠訴訟の性格も有しています。1977年頃から生野区で外国人に対する入居差別が表面化した後の1979年5月、大阪

府は宅建業法に基づいて差別物件を扱った業者に対し、行政処分を前提とした聴聞手続きを実施したのです。しかしながら、その後大阪府の取り組みは大きく後退し、しかるべき実態調査すらサボタージュしてきたのです。大阪府が早期に実態調査をし、引き続き業者に対しての大阪府の権限不行使と妻さんの損害との間には因果関係があるから大阪府も損害賠償責任を免れないというのが、私たちの主張です。

裁判の結果は予断を許しません。裁判の帰趨が今後の行政の取組に影響を与えることは確実でしょう。本件裁判の持つ意味の重大さを改めて感じています。今後も妻さんが問いかけた課題を引き続き担っていきたいと思います。

1989年4月18日産経新聞

民間マンション入居拒否

「外国人差別は違法」

在日韓国人の飲食店経営者 大阪府など訴え

「日本人でないためにマンションへの入居を拒否したのには法的下の平等を定めた憲法に違反する」と、在日韓国人で飲食店経営、奥進一さん(仮名)が、大阪府淀川区木田東四丁目にあるマンションの家主と、仲介業者三社、大阪府に賃貸借契約の存在確認を約「百五十万円の損害賠償などを求める訴えを十七日、大阪地裁に起こした。民間マンションでは、日本人でない入居できない所が多いが、この問題を正面から取り上げた訴えは初めてという。

訴状などによると、奥さん一家は、2DKのマンションからの転居を希望、今年一月十六日、住宅仲介業「キンキホーム」(大阪市北区)から勧められた大阪市淀川区内の3LDKマンションを借りることにし、手付金五万円と入居までの日割家賃を支払った。申し込み条件に「原則として日本国籍で有る事」という条件があったため「問題は、ないか」と奥さんが問いただしたが、社員は「心配ない」と確約した。

しかし、翌日になって同社に「入居拒否の事実を知ったのに契約権を行使せず、差別を放縱してきた」としてい

「日本人でないためにマンションへの入居を拒否したのには法的下の平等を定めた憲法に違反する」と、在日韓国人で飲食店経営、奥進一さん(仮名)が、大阪府淀川区木田東四丁目にあるマンションの家主と、仲介業者三社、大阪府に賃貸借契約の存在確認を約「百五十万円の損害賠償などを求める訴えを十七日、大阪地裁に起こした。民間マンションでは、日本人でない入居できない所が多いが、この問題を正面から取り上げた訴えは初めてという。

訴状などによると、奥さん一家は、2DKのマンションからの転居を希望、今年一月十六日、住宅仲介業「キンキホーム」(大阪市北区)から勧められた大阪市淀川区内の3LDKマンションを借りることにし、手付金五万円と入居までの日割家賃を支払った。申し込み条件に「原則として日本国籍で有る事」という条件があったため「問題は、ないか」と奥さんが問いただしたが、社員は「心配ない」と確約した。

しかし、翌日になって同社に「入居拒否の事実を知ったのに契約権を行使せず、差別を放縱してきた」としてい

裴建一さん入居裁判結果報告！

最終意見陳述書

入居差別裁判原告 裴建一^{ベコニル}

この裁判ももう4年になります。裁判って本当に大変でしんどいことです。被告家主の証言の中で「裁判をするような人だから」と非難されたのですが、誰も好き好んで裁判などしません。裁判をされるご自分に問題があることを未だにわかってらっしゃらないのは悲しい限りです。裁判の経過の中でも、反省のかけらもない態度を許すことはできません。

本差別事件は、本来ならば紹介すらされない物件を紹介され、手付金を払い、契約したにもかかわらず、被告家主が国籍を理由に入居を拒否したものです。契約の翌日、被告キンキホームの社員に「管理会社が申し込み人が日本国籍でないのでダメとっている」といわれましたが、私はただ単に形式上のことと思い平気でした。しかし、申し込み人を日本国籍の妻に変えてもなお、入居拒否された時は、かつて何度も味わったことのある朝鮮人差別だとハッキリと感じました。それでも入居できると信じていました。昔ならいざ知らず、国際人権規約を批准し人権尊重のこの現代にそんな不法、不合理なことは通らないと考えたからです。被告達に、差別行為はみのがすからっていいっても、法的措置をとるといいても

入居拒否されました。友達の近くに住めることを喜んでいる息子と、店にも近く出窓のあるダイニングキッチンを気に入った妻の願いをかなえてやりたくて、我慢に我慢を重ねたのですが無駄骨でした。息子に入居できないことを告げる時は、自分の無力さと相まって辛かったです。当時小学校6年生の息子に「お父さん、友達みんなに引っ越しするゆうてしめたのに、明日学校に行って何てゆうたらええのん」と泣かれました。

なにはともあれ、引っ越しを迫られていたので、2軒の不動産屋に行きました。2軒とも社員の人は私の店のお客で顔馴染みだった為、本来ならしないはずの国籍条項のある物件に電話で問い合わせてくれました。しかしどれも皆最後は「ただむこうの国の人なんですわ。やっぱりダメですか。」という言葉でした。常日頃差別はなくなりつつあると教えていた息子に、この言葉を聞かれるのはイヤでした。息子の目の前で明らかな民族差別を受けたのです。どんな親でも子どもの前では立派でありたいと願うものです。まして、息子に「差別されたら闘え」といつてきた私ですので、どうにも逃げられず、裁判するしか手立てがな

かったのです。尤も、もしあの時どこかに入居できていたら、裁判するかどうか迷ったと思います。

今私は、裁判して本当によかったと思います。このしんどかった4年間私の心の支えだった弁護団をはじめとするこの法廷内外の支援して下さる人達と、共に生き、共に民族差別と闘うことを別ち合えたからです。又、この歳になってやっとベ・コンルと名のりこの日本で日本人ではなく、朝鮮人として生きてよかったと心から思うからです。

私は、この裁判で、入居差別の実態が公になれば家主も不動産業者も自重して入居差別はなくならないまでもかなり少なくなるだろうと思っていました。しかし、少なくなるどころか、被告大阪府の無策が世間に知れ渡り、以前にも増して入居差別は強化された感さえあります。今この瞬間にも入居差別は起こっています。在日朝鮮人の心を深く傷つけています。この憂うべき事態を救う為に、何卒あやふやでない公正な判決を切望します。

入居差別裁判

第22回口頭弁論

結審！！

ご覧の通り、斐建一さんの入居裁判が結審を迎えます。当日は、前頁に掲載した最終意見陳述書をもって、斐さんが最後の陳述に立ちます。

この裁判は、民族差別撤廃運動にも大きな影響を与えるものであり、必ず勝利しなければなりません。

法廷が一杯になるように是非ご参加よろしくお願いします。

●とき●12月11日(金)午前10時

●ところ●大阪地裁806号法廷

なお、裁判終了後報告集会を行います。

●ところ●大阪地裁横、弁護士会館中会議室

詳しくは、大阪民闘連事務局までご連絡下さい。

☎06-972-1608

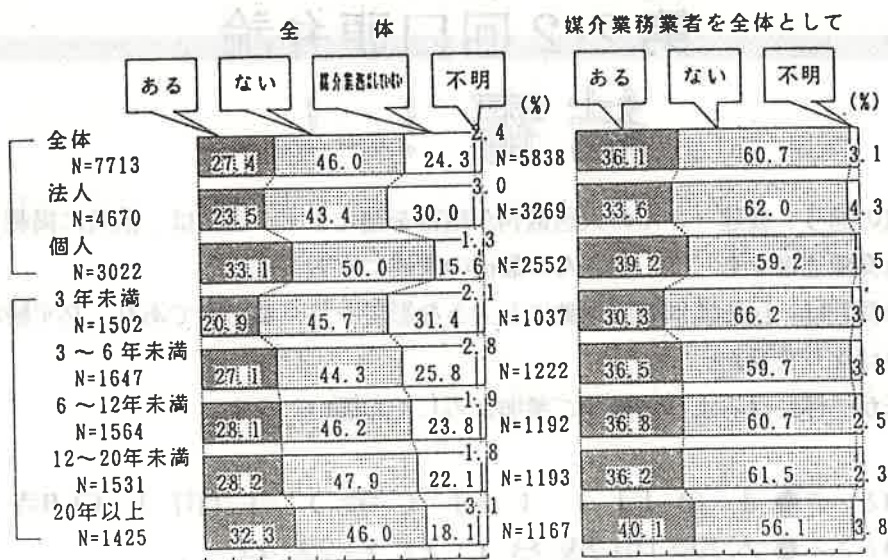
在日外国人に対する入居差別の実態 ～大阪府の実態調査結果より～

大阪府下の宅地建物取引業者(「宅建業者」)が部落問題、在日外国人問題についてどのように対処しているかを調査するために、大阪府と宅建業者団体がアンケートを実施し、その結果を今年3月にまとめた。調査項目において、在日外国人の入居差別問題が取り上げられてお

り、その結果から差別の実態が明らかになっている。

家主から在日外国人入居拒否の申し出をされた経験の有無については、賃貸の媒介業務をしている業者のうち、「ある」が36.1%、「ない」が60.7%と10件中3～4件は経験があることがわかる。

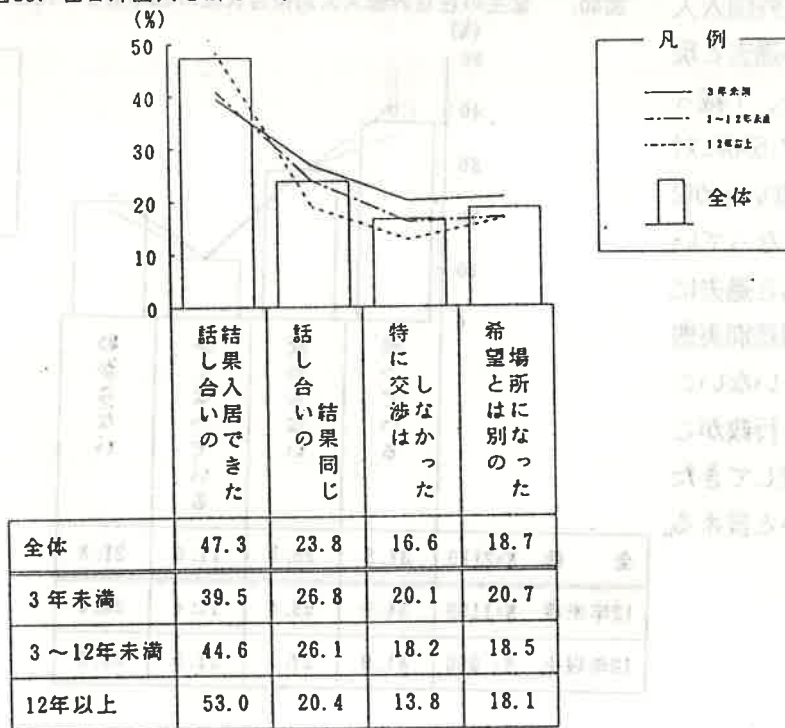
図27. 家主から在日外国人を断るよう言われた経験
(営業形態、営業年数別)



以下は「ある」と答えた人に対する設問であるが、入居拒否時の対応については、「話し合いの結果入居できた」が47.3%、「話し合いの結果同じ」が23.8%、「希望とは別の場所になった」が18.7%

で、解決に向けての努力は見られるものの、半数近くが希望どおり入居できないという実態である。このような話し合いの仲介を行政が行うような制度の創設が必要である。

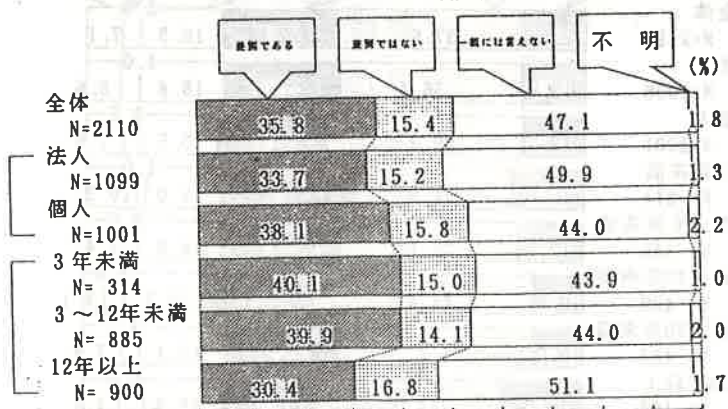
図28. 在日外国人を断るように言われた時の対応 (営業年数別)



入居を拒否する家主の態度についての宅建業者の考えとしては、「一概には(差別と)言えない」が47.1%と半数を占め、「差別である」の35.8%を上回り、「差別ではない」が15.4%もあるなど、

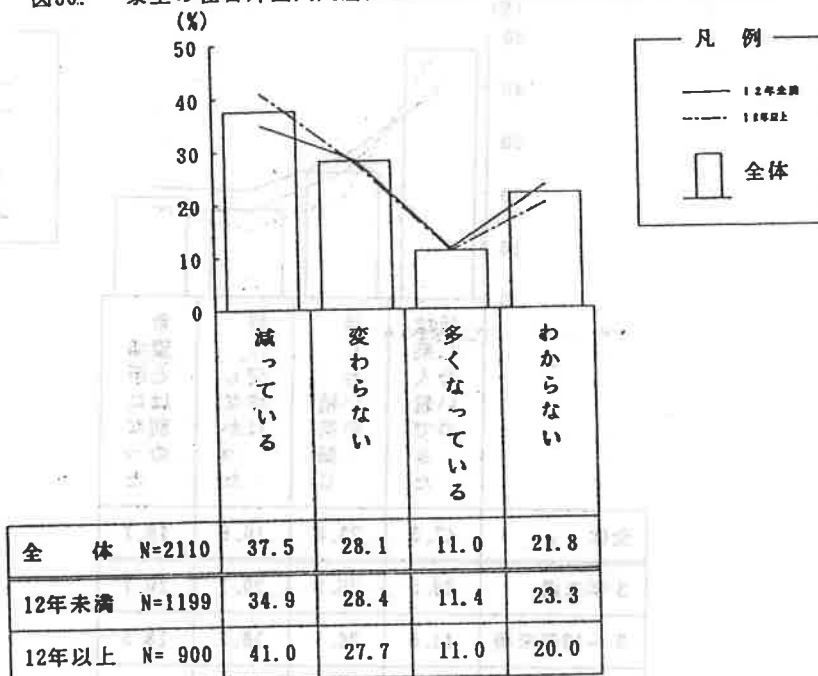
宅建業者の意識の低さが明らかになっている。府や宅建業者団体が中心となって在日外国人問題に対する研修会を実施する必要がある。

図29. 在日外国人を断る家主の態度についての考え (営業形態・営業年数別)



また、在日外国人入居拒否状況の過去と現在の比較では、「減っている」が37.5%に対し、「変わらない」が28.1%、「多くなっている」が11.0%と過去に比較して入居差別実態が克服されていないことがわかる。行政がこの問題を放置してきた責任は大きいと言える。

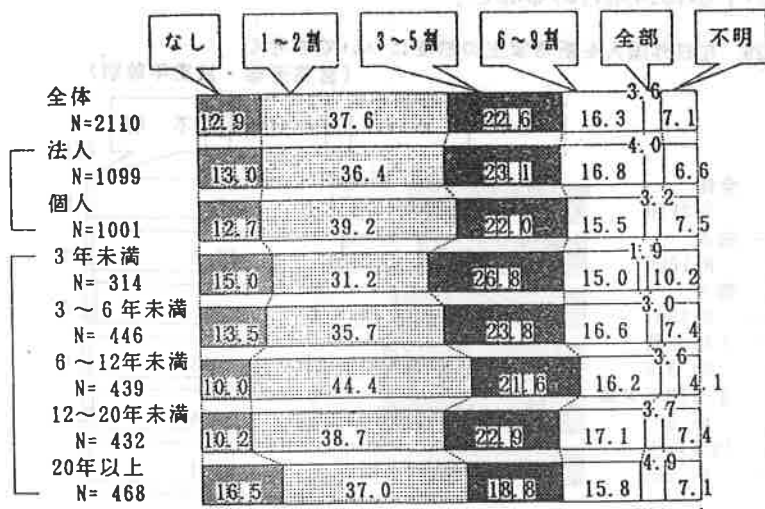
図30. 家主の在日外国人入居拒否状況の10年前との比較（営業年数別）



家主が在日外国人入居を拒否している物件の取扱いの割合については、「1～2割」が37.6%、「3～5割」が22.6%、「6～9割」が16.3%、「全部」が3.6%

に対し「なし」はわずかに12.9%で、ほとんどの業者が外国人を差別している物件を取り扱っていることがわかる。

図31. 家主が在日外国人入居を拒否している賃貸物件の割合（営業形態・営業年数別）



最後に、入居申込み時の添付書類としての住民票については、「必要」が68.5%と7割近くの業者が住民票を必要と回答している。しかし、住民票を必要とする理由については「本人であることの確認」が73.4%で、「日本人に限るため」に利用するという回答は3.4%である。「

他の書類で代替できる」が15.4%、全く「必要でない」が29.5%と半数近くの業者は住民票を必要としないと考えている入居申込み時の添付書類から住民票を除くように行政が指導するか、業者団体が自主規制するなり何らかの措置が必要である。

表5. 賃貸住宅入居時の住民票の必要性和その理由
(営業形態・営業年数別)

	必 要 性			必要とする理由					
	必要	必要ではない	不明	本人確認	日本人に限る	他の書類代替	その他	不明	
全 体 N=5655	68.5 3876	29.5 1671	1.9	73.4	3.4	15.4 595	2.2	5.7	(%) (件数)
法人業者 N=3127	71.5 2235	26.5	2.0	73.8	2.9	14.5	2.5	6.3	
個人業者 N=2513	64.9 1630	33.4	1.8	72.9	4.1	16.4	1.8	4.8	
3年未満 N=1000	69.4 694	28.5	2.1	75.4	3.2	15.0	1.2	5.3	
3～12年未満 N=2338	70.3 1643	27.7	2.0	73.5	3.8	14.9	2.0	5.8	
12年以上 N=2289	66.5 1523	31.8	1.7	72.3	3.2	16.1	2.9	5.5	

全国民関連ニュース購読のお願い

全国民関連ニュースの購読ありがとうございます。

全国民関連ニュースは、全国各地の民族差別と闘う様々な取り組みの紹介、出来事や人物の紹介等を行ってきました。これらの輪をさらに広げていくためにはより多くの方々に購読をお願いしたいと思います。是非、購読よろしくお願ひします。

年間3000円 郵便振替「大阪9-76163民族差別と闘う連絡協議会」

各地のたより

岡山の在日外国人の障害年金差別をなくす取り組み

民族差別を許さない！おかやま共に闘う会 石田 米子

1982年の国民年金法改正当時20歳を過ぎていた外国籍障害者の年金問題は、87年の民関連岡山交流集会で私達の意識にはっきりとのぼったが、具体的に岡山ではなにも運動を起こせないでいた。今年2月、私達はたった一人で岡山市や県に無年金の理由を問いただしに足を運んでいる具安順さんと出会った。彼女は1954年生まれの韓国人二世で今年38歳。3歳の時の病気が原因で聴覚障害者になった彼女がろう学校の同級生たちに障害基礎年金というものが支給されていることを知ったのは、1991年春。自分が17年間も無年金で放置されていた事実には驚き、言いたいような怒りを覚えた。彼女の「闘い」に励まされた私達は、本年3月末、「具安順さんを支える在日外国人の年金差別をなくす岡山連絡会」を発足させた。集まっているのは、岡山・倉敷でこれまで民族差別に取り組んできた個人・グループ、安順さんのろう学校時代からの友人や県ろうあ福祉協会のメンバー、手話サークルの人たち、全障連の岡山のメンバー、民団権益擁護委員会など。この問題へのスタンスは様々だが、お互いにはじめて知る問題も多いのがこの会のいいところだ。

学習会をやったり、厚生省交渉に参加したりもしているが、運動としては、地元自治体、特に岡山市への働きかけに最大の力を入れている。目標は、①岡山市に対し国民年金法の国籍条項の完全撤廃を国に要求させること、②岡山市独自の救済制度を設けさせることの2点で、これまで市長への要望書の提出(5月)、市議会への請願(6月、9月)、要求署名の運動(8月～10月。署名者数8300余)、市当局及び市議との話し合いなどの行動を重ねてきた。地区及び全国市長会、同都市国民年金協議会などを通じての岡山市のこの間の国への働きかけの積極性は評価できるが、市独自の救済制度では市当局も市議会もソフトな対応の一方で「他の無年金者」を持ち出してなかなか踏み切らない。「お願い」し続けてきた私達も、11月9日の助役交渉では安具順さんのような無年金障害者が放置されることになった「国籍条項」の歴史的差別性を議論し、岡山市の決断を迫りたい。倉敷市でも13日に交渉が行われる。運動をさらに盛り上げるため11月30日には大阪の慎美弘・姜博久両氏を招いて岡山市内で集会を開いた。全国各地の運動と支えあいたい。

在日韓国・朝鮮人運動史

第2回 運動の展開——1920年代①

1920年代には、朝鮮人の渡航規制が大幅に緩和されたことにより、在日朝鮮人の人口は急増した。1921年には32,274人であったが、1925年には136,709人になった。職業はほとんどが労働者で、1925年には朝鮮人労働者約10万3千人のうち土木労働者54.5%、職工28%、鉱山労働者8.3%、一般使用人6.7%、仲止1.8%であった。

大阪では、阪神国道改修工事、阪急電鉄神戸線・伊丹線工事などの土工・人夫、大阪製麻、岸和田紡績などの職工が主であった。そして、中本、猪飼野、九条などに朝鮮人集住地域ができた。

1920年代は経済不況により、失業率が特に高かった上に、民族差別賃金により、朝鮮人の生活は苦しかった。住居問題についても、「朝鮮人に家を貸すことを嫌うのはすべての家主に共通した鉄条網」といわれるほどの差別を受け深刻であった。バラックの飯場や掘立小屋などに住むものが多かった。

このような生活難、民族差別を背景にして、在日朝鮮人運動、特に労働運動が展開される。

1922年に信越水力発電株式会社の信濃川発電所で朝鮮人労働者虐殺事件が起き、事件の真相解明のため、在日本朝鮮労働者状況調査会が結成が組織され、それを契機に朝鮮人労働者2万人を組織する労働団体を結成する動きがでた。

そして、1922年12月1日に東京で創立大会が開催された。日本労働総同盟の西

尾末広(戦前の社会民主々義右派の指導者で戦後の民社党の創立者)も大会に出席するなど日本の労働団体の支援もあったが、警察の解散命令がでて中止となった。そのため、1922年12月3日に大阪で集会が開かれ、大阪朝鮮労働同盟会が結成された。その綱領は、①われわれはわれらの団結の威力によって階級闘争の勝利を獲得し、もって生存権の確定を期す、②われわれはわれらの膏血を搾取する資本主義制度を打破し、生産と労働とを本位とする新社会の建設を期す、であった。

その後も、統一組織の準備が進められ、全国各地の朝鮮人労働団体が合同して、1925年2月22日に東京において在日本朝鮮労働総同盟(在日朝鮮労総)の創立大会が開催された。

その綱領は、①われわれは団結の威力と相互扶助の組織をもって経済的平等と知識の啓発を期す、②われわれは断固たる勇氣と有効なる戦術をもって資本家階級の抑圧と迫害に対し徹底的に抗争することを期す、③われわれは労働者階級と資本家階級が両立しえざることを確信し労働組合の実力をもって労働者階級の完全なる解放と自由平等の新社会の建設を期す、であった。

このように、その綱領には当時の日本において急速に広まった社会主義思想が色濃く反映される一方、民族的課題については直接には触れられていないなど、問題がある。その思想的背景、在日朝鮮労総が展開した運動については、次回以降で述べたい。

裁判のお知らせ

大阪地方参政権裁判 第9回口頭弁論

●とき 1993年1月21日(木) 13:00~

●ところ 大阪地方裁判所8階

前回は、元民団権益擁護委員の田駿さんが、前々回の残りの証言に立ち、その後法政大学憲法学の江橋崇教授が、憲法違反の観点から証言に立たれました。今回は原告本人が、証言に立たれます。

鄭商根さん戦後補償裁判

第10回口頭弁論

●とき 1993年1月27日(水) 11:00~

●ところ 大阪地方裁判所808号法廷

前回からようやく証人尋問が開始され、鄭商根さん自らが証言に立ちました。今回は、在日の戦後補償を求める会世話人代表の田中宏さんが、証言に立たれます。

福井地方参政権裁判 第6回口頭弁論

●とき 1993年2月26日(金) 13:15~

●ところ 福井地方裁判所

前々回、猪瀬裁判長が双方の主張が出揃ったとして、原告側が申請している証人申請を認めず、事実審理を認めないまま前回(11月20日)で審理を打ち切ろうとしていました。このような状況の下、今回は原告側の準備書面「国際人権規約B規約違反」の部分の説明と、被告側の反対書面が出される予定です。

証人申請については、いまだ認められていません。みなさんのさらなる支援を。

それぞれ、裁判の傍聴をよろしく願います。なお、詳しくは事務局までお問い合わせ下さい。TEL 06-972-1608